

# 公域連携推進ガイドライン

西之表市

平成26年10月

# 目次

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 背景            | 1  |
| 2 | 連携の類型         | 2  |
| 3 | 西之表市の連携の状況    | 5  |
| 4 | 西之表市の連携と協働の課題 | 8  |
| 5 | 西之表市の連携の目的    | 9  |
| 6 | 公域連携推進の考え方    | 11 |
| 7 | 公域連携のプロセス     | 13 |
| 8 | 実施時期          | 18 |
| 9 | 最後に           | 18 |
|   | 参考資料          | 19 |

## (1) 国の状況

これまで国においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための新たな指針」において公共サービスへの積極的な民間活用の推進を提唱するほか、地方自治法の改正による「指定管理者制度」や、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の施行など、公共サービスの提供において民間活力の導入を推進してきました。

最近では、安倍政権の経済政策「アベノミクス」によって日本の景気は上向きつつあるというものの、地方ではその効果は限定的で、少子化や超高齢化など負の連鎖から脱却できない現状もあります。地方再生には地域版成長戦略とも言うべき内発的発展への道を探ることが急務であり、その鍵として連携の強化が唱えられています。

## (2) 西之表市を取り巻く環境

本市では、「絆で創る、魅力あふれる豊かなまち」を将来像とし、その実現に向けた各種施策の推進に努めています。しかしながら、一方では、人口減少・少子高齢化の進展、社会資本の更新時期の到来、財政構造の脆弱化、防災対策などさまざまな社会環境変化に直面し、今後の行政運営のあり方を見直す時期にきています。

魅力あふれる豊かなまちをつくるためには、地域にある基盤・基礎を大切にしなければなりません。そこにある資源を大切にしながら、スピード感を持ってまちづくりに取り組んでいくために、今まで以上に絆を強め、みんなで支え合っていくことが求められます。

第5次長期振興計画においては、市の将来像実現のために、市民との協働・連携という基本姿勢を示しています。

行政の資源やノウハウ等が限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的・効果的に応えていくために、あらゆる主体との連携は欠かせません。

## 2 連携の類型

### (1) 連携の形態

連携にはさまざまな形態があり制度化されている手法以外、確立されている手法はないと言えます。

以下に連携の代表的な手法の概念図と、連携を進めることでの民間と行政のメリットを示します。基本的には①～⑦の手法を選択し、また組み合わせることにより、さらには新たな手法を構築しながら連携の推進を図ることが必要です。

【概念図】

(連携の領域)



【メリットの例】

|    | 連携の手法   |  |  |
|----|---|--|--|
|    | ①民間活用型  | ②民間主導型   | ③民間提供型   |
| 民間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの目的達成</li> <li>・ 自らのビジネス活動促進</li> <li>・ 社会貢献を通じた企業や団体の価値の向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの目的達成</li> <li>・ 自らのビジネス活動促進</li> <li>・ 社会貢献を通じた企業や団体の価値の向上</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共サービスにおけるビジネスチャンスの拡大</li> <li>・ 行政との協定締結による企業価値、信頼度の向上</li> <li>・ 社会貢献を通じた企業や団体の価値の向上</li> </ul> |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政課題の解決</li> <li>・ 事務事業・施策目標の実現</li> <li>・ 行政サービスの向上</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政課題の解決</li> <li>・ 事務事業・施策目標の実現</li> <li>・ 歳入の増加</li> <li>・ 市有財産の有効活用</li> <li>・ 行政サービスの向上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間のノウハウや技術を活用した効果的・効率的なサービス提供</li> <li>・ 経費の削減</li> </ul>   |

## (2) 連携の相手方

本市行革大綱に掲げる行政運営の基本姿勢は、市民目線でわかりやすい市政を推進することです。一つには、効率的な行政組織の構築、二つ目には、信頼される市役所づくり、三つ目には、市民と共に歩む市役所づくりです。

そのためにも、これまで以上に、市民の市政への参画を促すとともに、地域団体、企業、NPOなど、市を構成する様々な主体がそれぞれの強みを活かしながら、あるいは補完し合いながら適切な役割分担のもとで連携し、まちづくりを進めていくことが有効であると考えられます。

そこで、従来からの前進を目指し「オール西之表市」の体制で、対象を限定せず、民間企業、NPO、公共的団体、教育機関、地域などあらゆる主体との連携を模索の上、目的の共有と相互理解を図りながら、課題解決に向け取り組む必要があります。

## (3) 民間の定義

本ガイドラインでは、島内外を問わず、民間企業、NPO、公共的団体、教育機関、地域などあらゆる主体を「民間」と定義します。

### 【多様な主体】

| 主体 | 市民   | 地域組織                | 市民団体                      | 事業者                                       | 教育機関   | 市（行政）  |
|----|--|---------------------|---------------------------|---|--|--|
| 特徴 | 市民は主権者であるのと同時に、個人や多様な主体の構成員として、「新しい公共」の担い手となります。 | 地域ニーズや課題解決に向け活動します。 | 目的やテーマ、社会ニーズ、課題に基づき活動します。 | 地域社会の一員としての役割と、社会における事業者の信頼性の確保を前提に活動します。 | 高度な知識、技術、情報等を持つ専門的な機関として、地域のイノベーション促進等に努めます。 | 市民ニーズや時代の変化に即応したルールづくり、法規や制度に基づいた施策を実施します。（公平公正） |

### 3 西之表市の連携の状況

#### (1) これまでの協働・連携の取り組み

本市ではこれまで、市民参画のあり方の検討からはじまり、各種計画の策定やイベントの実施など様々な場面で市民との協働に取り組んできています。

特に、高齢化や人口減少に伴う集落機能の低下に危機感を持ち、平成18年度に地域振興係を新設し、市民と行政が一緒になって地域課題の解決に取り組んできました。

また、指定管理者制度の導入や市独自の行革への取り組みの中で、施設や業務の民間への委託等について推進してきました。

近年では、家庭での介護から社会全体で見守る介護保険制度の導入がみられたり、未婚者対策に伴う婚活事業の開催、防災面における空き家対策など、行政課題が複雑化することで公の範囲が拡大し行政のみでの対応が困難になりつつあります。

#### [取り組み]

- ・ 指定管理者制度の導入、業務委託など、公共サービスへの民間導入
- ・ 広告事業、市有地の貸付による施設整備など、公有資産の有効活用
- ・ 企業誘致の推進など、民間活動支援による地域活性化
- ・ 地域担当職員制度、協働の地域づくり推進事業、地域活性化交付金制度の創設など、校区や集落活動支援による地域活性化

# 【西之表市の協働・連携の状況（H26.4調査抜粋）】

## 民間活用型

業務委託  
等）  
（指定管理  
公設民営  
P  
F  
I

## 民間主導型

助）  
支  
援  
（補  
民間活用  
公有財産の  
民間譲渡）  
（行政関与型）  
（民設民営・  
民営化

## 民間提供型

与）  
（行政非関  
民営化

A検診  
A施設管理  
A予防接種  
D協働の地域づくり  
A保守点検  
A会議録作成  
A弁護士  
A各種システム  
Aバス運行  
D植栽管理  
A翻訳  
D住宅管理  
Aシロアリ駆除  
D選挙ポスター  
D協議会運営  
A高齢者・障害者支援  
A計画策定  
D清掃  
Aごみ収集  
A松くい虫防除  
A看板制作設置  
A各種調査  
A警備

C老人福祉センター  
C児童館  
C図書館  
C楽習プラザ  
C月窓亭  
C安納活性化センター  
C都市公園  
Cあっぱ〜らんど  
C市営牧場

・なし

D防犯組合  
D交通安全協会  
D地域公共交通活性化協議会  
B日本ポルトガル協会  
D島元気郷種子島支援協議会  
D出郷者交流会  
B市区長会  
B地域活性化交付金  
B物産館  
B上西校区  
Bコミュニティ助成  
B市遺族会  
B身体障害者協会  
B老人クラブ  
D民生委員  
D児童クラブ  
D一時預かり  
など各種協議会  
補助金・負担金

F土地貸付（警察署、産業会館、市場、葉たばこ育苗センター、資材置き場用地、電柱敷地、駐車場用地、県職員住宅敷地など）  
F建物貸付（教職員住宅）  
F広告（市政の窓、バナー広告）

E現和保育園  
E住吉保育園  
E国上保育園  
E旧住吉中学校  
E議会広報（共聴テレビ）

・なし

### 【参考】

|             |      |
|-------------|------|
| A：専門的な業務    | 34事業 |
| B：民間活動支援    | 49事業 |
| C：指定管理      | 9事業  |
| D：民間活力の活用   | 62事業 |
| E：民間譲渡      | 5事業  |
| F：公有資産の有効活用 | 3事業  |



専門性（高）



連携の取り組みが少ない領域

※高度な専門性が求められる分野（学との連携など）

A 検診・弁護士・各種調査等

E 保育園運営・共聴テレビ

D 各種協議会等支援（行政主導型）

B 各種協議会等支援（民間主導型）

C 指定管理

F 公有財産貸付・広告

民間関与度（低）  
行政関与度（高）

民間関与度（高）  
行政関与度（低）

連携の取り組みが少ない領域

※専門性が高くないため、広く民間活力の活用が見込める分野

専門性（低）

## 4 西之表市の連携と協働の課題

これまでの本市における協働・連携の取り組みを振り返り、さらなる向上を目指すときに、以下のような課題が見受けられます。

### ①目的の共有と相互理解の不足

本市が抱える課題について市民との情報の共有が図られていないことなどから、市民と行政の意識に隔たりがあると言えます。双方が互いを十分に理解し、目的を共有しない限り、互いの強みを生かし、弱みを補完する機能は果たせません。

### ②人材不足

これまで、見守り体制の整備や集落機能の維持などの取り組みを推進してきましたが、高齢化や過疎化の進行等により地域社会における担い手不足が深刻化してきています。やる気のある市民には自ずから地域や学校、各種団体など複数の役割が背負わされており、仕事や家庭を抱える中での負担はかなりのものがあります。

また、これまで技術や技能、知識を蓄えた行政職員の大量退職の時代を迎え、専門的な課題への対応に課題が残ります。

### ③連携の仕組みの不明確さ

特に集落支援に力を注いできた本市では、広く民間活力を活用していくための仕組みが整備されていません。そのため、民間の優れたアイデアが提案されても、それを受け止め、活用していくためのルールやプロセスが明確にはなっていません。

## 5 西之表市の連携の目的

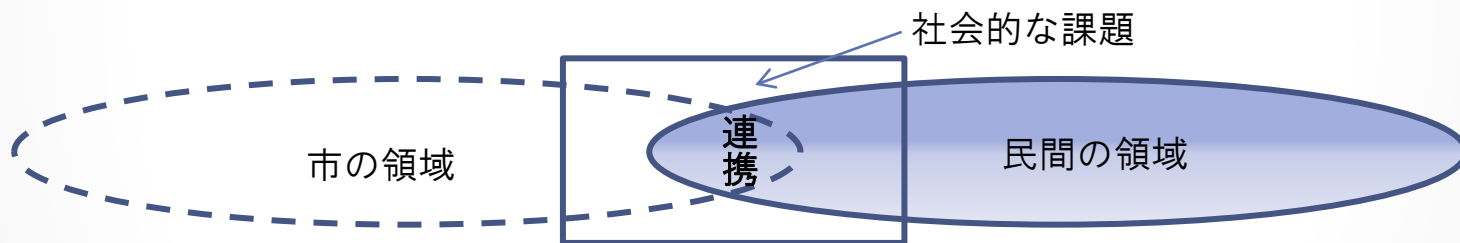
### (1) 進むべき方向

少子高齢社会の到来により、増加が予想される公共サービスの需要に対応できる社会づくりを目指していきます。「公」を担う活動を活発化させるとともに、「公」を担う連携の領域を増やしていくことが大切となります。

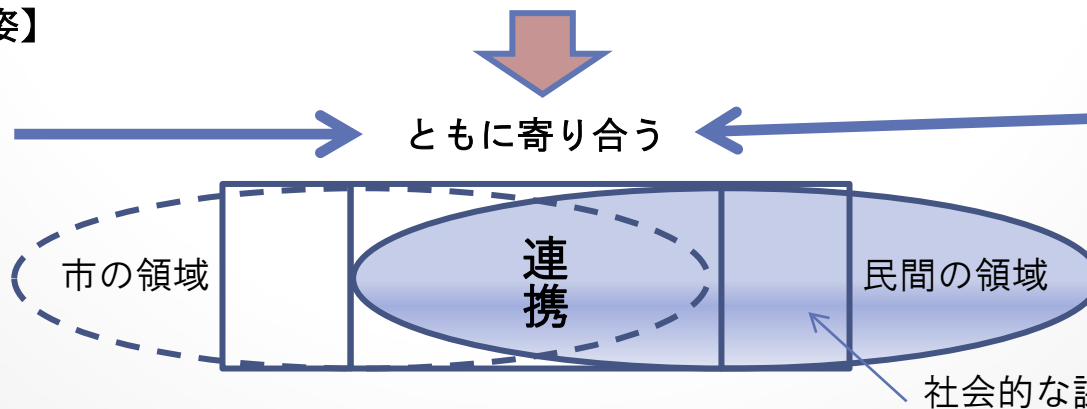
人口減少や少子高齢化が進む中、多様化する課題の解決や良質な市民サービスの提供をより少ない市民負担で提供していくためには、民間が持つアイデアやノウハウを最大限活用し、オール西之表市（種子島）での取り組みを推進することが求められます。

公共の福祉を図ることを基本とする行政と、利益や目的の達成等を基本とする民間では、考え方や行動原理に違いがあることから、互いの持つ強みを引き出し、弱みを補完し合うことで公の課題解決を図っていくことを目指します。

本市では、新しい公共を創り出していくための、民間との連携を「**公域連携**」と呼ぶことにします。



### 【これからの連携の姿】

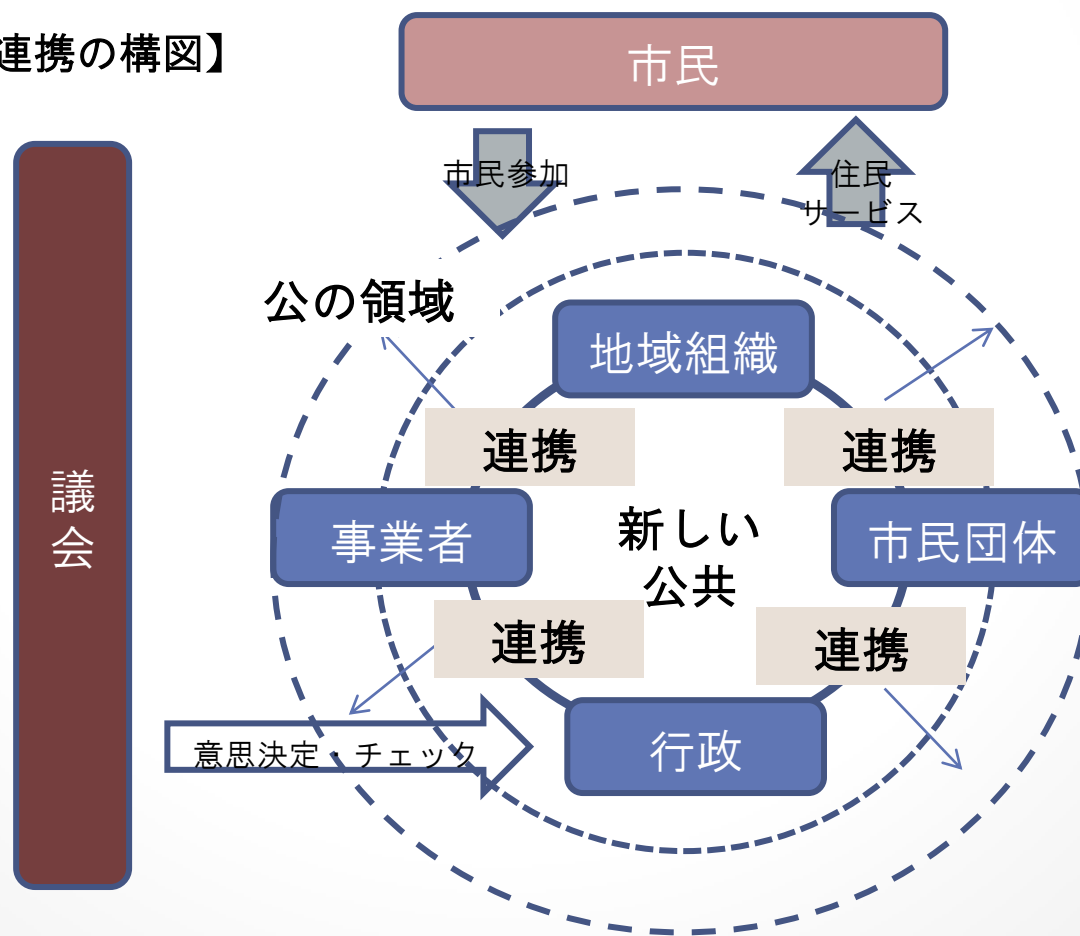


## (2) 公域連携の目的

社会的課題の解決のため、民間と行政の対話により連携を模索し、お互いが持つ資源やノウハウを活用し、新しい公共を創出の上、市民サービスの向上を図ります。

- \* 「新しい公共」…官だけではなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスなどの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動すること。  
(参考：内閣府資料)

### 【新しい公共を創る連携の構図】



## 6 公域連携推進の考え方

### (1) 公域連携の視点

#### ① 市民・利用者の視点

公域連携は、行政コストを削減することが目的ではありませんし、市民や利用者にとっての公平公正が大前提となります。連携により、市民の利便性・快適性・迅速性など市民価値の向上を目指します。

#### ② 財務の視点

民間と市は、市民や利用者が納得し得る公共サービスの水準を明確にします。コスト算出に当たっては将来的な負担や人件費も考慮に入れる必要があります。

また、有効な資産や機会の活用を図り、新たな歳入をもたらすスキームを追求します。

#### ③ 地域の視点

地域や社会、子育て、雇用など連携事業によりもたらす効果を幅広く検討することが必要です。

また、絶えず変化する社会経済情勢に柔軟に対応していくことが求められます。

#### ④ 成長の視点

民間が採算に合わない無理な事業を行うようでは市民価値の向上は望めません。互恵的な関係（Win-Winの関係）を構築し、民間の成長につなげることも必要です。

また、市は民間の持つ知識やノウハウに触れることで、自らのスキルの向上や成長につなげていくことが求められます。

## (2) 公域連携の原則

### ① 対等、対話

- ・民間は、本市における新しい公共づくりに積極的に参画し、貢献します。
- ・市は、民間からのアイデアや提案を積極的に受け入れ、対話を重ねることで信頼関係を築いていきます。
- ・民間と市は、対等な立場で対話を重ね、課題を共有し、共に解決に向けた知恵を出し合います。
- ・市は、対話の結果、民間提案の実現ができない場合は、その理由を明確に説明していきます。

### ② 目標共有

- ・市は、まちづくりの方向性を明確にし、民間が参画したいという環境整備に努めます。
- ・民間と市は、公域連携の目的を理解し、お互いのメリットを見出し、共通の目標を持ちつつ、互恵的な関係（Win-Winの関係）を構築します。特に、市民や利用者にとっての価値を向上させることを目指します。

### ③ 役割と責任の分担

- ・共通の目標達成に向け、民間と市は、お互いの持つ資源やノウハウを明らかにし、相互の能力が最大限発揮できるように、公域連携事業におけるお互いの役割分担を明確にします。
- ・民間と市は、事業を進める上でのお互いの役割に応じた責任の所在を明確にします。特に、予測されるリスクについてはその責任と対処方法を事前に明確にしておきます。
- ・民間も「公」を担っているという責任感を持ち、知識やノウハウを十分に発揮し、公共サービスをより効果的・効率的に提供します。
- ・公共サービスの質を担保し持続性のある事業の実施を図るため、的確なモニタリングを行います。

### ④ 秘密の保持

- ・市は、市民への積極的な情報提供に努めますが、民間独自のアイデアについては適切な保護に努めます。
- ・民間は、公域連携事業の構築や実施の段階において知り得た個人情報等について、秘密を保持します。事業が成立しなかった場合や事業終了後も同様です。

## 7 公域連携のプロセス

### (1) 公募・提案

- ・市が抱える課題や施策の方向性など市の情報を積極的に公表し、公共サービスに対する民間からの相談や提案を求めています。（広報紙・ホームページ等）
- ・発想の段階から民間と市の対話を開始し、事業構築が可能かどうか可能性を探っていきます。（P14対象事業の選定方法を参照）
- ・また、すでに制度化されている協働推進とのすみ分けを図ることも必要です。（協働の地域づくり推進事業・アウトソーシング事業等）
- ・既存制度や通常業務における公域連携事業については、原則、本事業の対象外とします。
- ・受付窓口は、行政経営課企画政策係とします。

### 【対象外事業例】

- ・既存の制度にのっとして推進する公域連携の事業  
（例）指定管理者制度、産業創出雇用促進事業、企業活動支援事業、協働の地域づくり推進事業等
- ・かねてからの通常業務の中で、民間との連携のもと実施している事業  
（例）農協、漁協、商工会、観光協会、医師会などと連携して実施している事業

### ●ポイント

民間のより主体的な参画や提案を積極的に引き出す。

(参考：対象事業の選定方法)

### 行政が直接実施すべき公共サービスか？

- 法令によって実施主体が地方公共団体又は地方公務員と義務付けられている業務
- 義務や負担を課し、権利を制限する行為、又は強制力をもって執行する行為を含む業務
- 政策決定・条例・規則等の制定など行政の意思決定に関わる業務
- 市民の生命や安全に関する危機管理や緊急対応に関わる業務

いずれかに該当

非該当

### 民間主体によりサービスの安全性・継続性が担保できるか？

- 対象サービスの提供を担える主体が民間部門にある場合
- 対象サービスにおける市場が成熟し、複数の民間事業者による適正な競争が働く場合
- 民間の有するノウハウや機能の活用や創意工夫により、安全なサービスを継続的に提供できる場合

非該当

すべてに該当

### 民間活用により費用対効果を期待できるか？

- 市が直接行う場合と同等以下の費用で、より質の高いサービス提供が可能な場合
- 市が直接行う場合と同等以上のサービス内容が、より効率的な体制や費用で提供することが可能な場合

非該当

すべてに該当

民間活用を推進する公共サービス

本市が直接提供すべき公共サービス



## (2) 庁内検討

### ① 対話による連携策の模索

民間と市が双方向の対話を通じて、それぞれの知識やノウハウ、その他保有している経営資源を最適な形で組み合わせることにより、優れたサービスを効率的かつ持続的に提供できる方を考えていきます。

#### ●ポイント

民間と市の異なる価値の相互作用により新たな価値を創出し、新たな「公」を創っていく。

### ② 連携手法の確定

庁内に検討組織を設け、連携の領域や手法、事業内容の検証を行い、最適な公域連携の手法を確定します。（参考：西之表市公域連携事業推進検討委員会設置要綱）

### (3) 公的検討

民間と市の対話によって創出された連携策について、審査会で審査し、事業実施の判定を行います。（参考：西之表市公域連携事業者選定委員会設置要綱）

なお、教育機関との連携においては、審査会の審査を省略できるものとします。

#### ① 提出書類等

- ・対話シート（様式1）
- ・連携事業計画書（様式2）
- ・定款、寄附行為、規約その他これに類する書類
- ・団体や企業等の運営（経営）状況を明らかにする書類
- ・その他市長が必要と認める書類

#### ② 審査項目

- ・地域社会における必要性…地域社会の課題を的確に捉え、地域社会のニーズに応えるものであるか。
- ・公益性…事業の対象が特定の者に限定されず、地域社会に広く貢献するものであるか。
- ・有効性…市民の利便性・快適性・迅速性など市民価値の向上が見込めるか。
- ・実現性…事業計画や実施体制は具体的で、実現可能なものであるか。
- ・連携の姿勢…公民の適切な役割と責任の分担体制や秘密の保持体制がとられているか。

#### ●ポイント

透明性・客観性のあるプロセスで連携事業実施者を選定する。

#### (4) 事業確定

事業実施が決まった民間を公域連携パートナーとして指定し、事業推進のための連携協定を締結します。

- ポイント

目的や役割、責任の所在を明確にする。

#### (6) 連携事業の開始

協定に基づき、適切な役割分担のもと事業を実施していきます。引き続き、対話を重ね、常に最適なサービスのあり方を追求していきます。

- ポイント

事業開始後も対等な立場で対話を重ね、サービス向上を目指します。

#### (7) 評価（改善）

協定にもとづくモニタリングを実施し、公共サービスの質の担保と事業の安定持続に結びつけます。

- ポイント

定性的な評価と定量的な評価の導入により、事業の課題や成果を共有し、今後の連携に結びつける。

## 8 実施時期

このマニュアルは、平成26年10月1日から運用を開始します。  
当面の間、試行的に実施し、随時、見直しを行った上で、本格導入を行います。

## 9 最後に

今後、公域連携の取り組みをさらに進めていくためには、今まで以上に民間と行政がお互いの認識について理解を深め、お互いの目的や目標を共有化することが重要です。そこで、民間と行政で共有する方針として、本ガイドラインを策定し、公域連携の礎としていきます。

市では、最終的には市民生活の向上、市民の満足度を高めることを目的に、このガイドラインに基づき運用していくとともに、連携した民間の意見や市民意見等を取り入れながら、随時、必要な見直しを図っていきます。

## 西之表市公域連携事業推進検討委員会設置要綱 (設置)

第1条 社会的課題の解決のため、民間と市の対話により連携を模索し、お互いが持つ資源やノウハウを活用し、新しい公共を創出の上、市民サービスの向上の図る公域連携事業に関し必要な事項を協議するため、西之表市公域連携事業推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携の領域や手法、事業内容や実績の検証
- (2) 連携事業導入に当たって検討が必要な事項

### (組織)

第3条 組織は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は行政経営課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

副市長、総務課長、行政経営課長、市民生活課長、財産監理課長、地域支援課長、健康保険課長、経済観光課長、農林水産課長、建設課長、福祉事務所長、教育委員会総務課長、社会教育課長

## 西之表市公域連携事業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会的課題の解決のため民間と市の対話によって創出された連携事業について、連携事業実施の候補者の選定及び適正な事業運営の履行に関し必要な事項を協議するため、西之表市公域連携事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携事業者の候補者の募集内容に関すること。
- (2) 連携事業者の候補者の選定に関すること。
- (3) 連携事業者の指定の取消し及び業務の停止に関すること。
- (4) その他連携事業者の候補者の選定及び適正な事業運営の履行に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長、副会長は行政経営課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 総務課長
- (2) 連携事業者に管理を行わせようとする事務事業を所管する課等の長
- (3) 西之表市商工会長
- (4) 西之表市区長会長
- (5) 外部の有識者
- (6) その他市長が必要と認める者

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

## 公域連携のフロー

| 順 | 内容      | 検討の場面等        | ポイント                                    |
|---|---------|---------------|---|
| 1 | 公募・提案   | 事務局⇔民間        | ・民間のより主体的な参画や提案を積極的に引き出す。               |
| 2 | 対話      | 民間⇔主管課        | ・民間と市の異なる価値の相互作用により新たな価値を創出し、新たな公を創る。   |
| 3 | 庁内整理    | 公域連携事業推進検討委員会 | ・同上                                     |
| 4 | 連携手法の確定 | 公域連携事業推進検討委員会 | ・最適な連携手法を決める。                           |
| 5 | 公的検討    | 公域連携事業者選定委員会  | ・透明性、客観性のあるプロセスで連携事業実施者を選定する。           |
| 6 | 事業確定    | 庁議            | ・職員みんなで情報を共有し、連携の機運を高める。                |
| 7 | 協定締結    | 民間⇔市          | ・目的や役割、責任の所在を明確にする。                     |
| 8 | 事業開始    |               | ・事業開始後も対話を重ね、サービス向上を図る。                 |
| 9 | 事業評価    | 連携事業推進検討委員会   | ・定性的及び定量的な評価の導入により事業の課題や成果を共有し、連携強化を図る。 |

## 策定経緯等

- H26.4.15 施策担当課長会
  - ・ 取り組みの背景と進め方について説明
- H26.4.16  
～4.30 庁内照会
  - ・ 連携事業の現状及び課題の調査
- H26.5.12  
～5.19 政策別協議
  - ・ 庁内照会結果をふまえ、意見交換
- H26.6.26 鹿児島大学産官学連携推進センター協議
  - ・ 他自治体の状況等の確認
- H26.7.1 政策担当課長会
  - ・ ガイドライン（案）の説明
- H26.7.9 全庁評価会議
  - ・ 3役等説明・協議
- H26.7.18 市議会説明（全協）
- H26.7.30 庁議報告
- H26.8.11 パブリックコメント開始
- H26.9.末 庁議決定・要綱制定
- H26.10.1 試行運用開始